

秋田県立大曲技術専門校消防設備保守点検業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名 秋田県立大曲技術専門校消防設備保守点検業務委託
2. 業務場所 秋田県大仙市大曲川原町2番30号 大曲技術専門校
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
4. 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下共通仕様書という。）による。

II. 業務範囲

1. 業務対象設備仕様
別紙消防設備機器一覧のとおり
2. 委託業務に従事する者
 - (1) 受注者は、業務の実施にあたり、この契約締結後遅滞なく、法第17条の6の消防設備士等、業務の実施に必要な免状の交付を受けている者（以下「保守担当者」という。）を選任し、保守担当者選任（変更）届を発注者に提出しなければならない。保守担当者を変更したときも、同様とする。
 - (2) 受注者は、保守担当者を委託業務に従事させなければならない。
3. 委託業務の実施方法
 - (1) 実施方法
受注者は、保守点検にあたって、法及びその他関係法令、並びに消防庁告示に従い、年2回実施するものとする。
なお、消防法等に基づく点検基準が記載されている設備については、当該点検基準に従い、適正な点検を行うこと。
 - (2) 保守点検の報告書等
保守点検の報告書は、消防法等に定められている様式で作成して提出し、必要に応じて消防署に報告すること。
なお、消防法等に基づく点検結果の報告書の様式が定められている設備については、当該報告書の様式を用い、必要に応じて測定結果を別紙として添付すること。
4. 点検回数等
点検等は、次のとおり行うものとする。ただし、点検等の実施日の決定にあたっては、実施日の1箇月前までに発注者と協議し了承を得るものとする。
 - (1) 機器点検及び総合点検（1回目） 7月～8月
 - (2) 機器点検（2回目） 2月～3月
 - (3) 不具合その他発注者の求めに応じた緊急点検保守 随時

Ⅲ. 提出書類

1. 委託業務着手届 契約後速やかに
2. 点検結果報告書
 - ・上記Ⅱの3に示す報告書（提出部数2部）
 - ・提出期限は、契約書に示すとおりとする。
3. 委託業務完了届 3月末日

Ⅳ. その他

1. 遵守事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者の施設を破損、または汚損しないように行うこと。
- (2) 本業務の実施中は、受注者の保守担当者、発注者及び第三者に対して、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。

2. 協議

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。